

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金のご案内

R3.7.1



7月1日からメール申請が可能になります！

申請様式等が変わりますので、メールで申請される場合は、申請前に必ず県HPをご確認ください。
(メール以外の方法で申請される場合は、旧様式での申請も可能ですが、新様式への速やかな移行をお願いします。)

愛媛県では、新型コロナの影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主の方に「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定と事業活動の継続を支援します。

- ① まずは、愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)へお問合せください。
- ② 愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後、県産業人材課(089-912-2505)へお問合せください。※「緊急雇用安定助成金」(雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金)を含む。

【支給対象】 愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナの影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当(教育訓練・出向によるものは対象外)について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定(令和3年3月6日以降の支給決定通知)を受けた事業主(国助成率10/10で支給決定を受けたものは対象外)

【助成金の額】 国の「雇用調整助成金等」の支給率に応じて次の金額を助成
(上限：1事業所当たり年100万円)

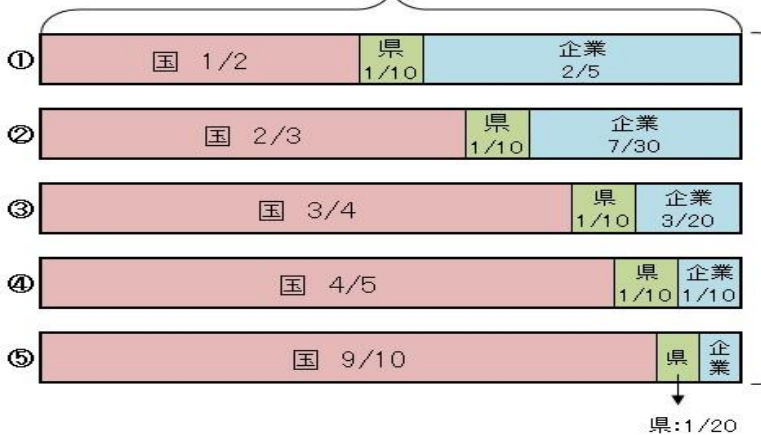
	国の支給率	県助成金の支給率
①	1/2	国支給決定額の 1/5
②	2/3	" 3/20
③	3/4	" 2/15
④	4/5	" 1/8
⑤	9/10	" 1/18



国支給率9/10に対する
上乗せ助成の申請は
7月1日から受け付けます！

イメージ

休業手当額



県内市町でも上乗せ助成を行っている場合があります。詳しくは、所在地の市町にご確認ください。

【申請手続】 原則、電子メールで申請してください。詳細は裏面をご覧ください。

メール申請が困難な場合は、県産業人材課へお問合せください。

【申請書類】 県ホームページからダウンロード(「コロナ、維持助成金」で検索)

【申請先】 kenkoyou@pref.ehime.lg.jp (助成金申請専用メール)



メール申請が
便利です！